

## サービス付き高齢者向け住宅の登録を予定されている方への注意事項等

## 1 登録の受付窓口について

登録しようとするサービス付き高齢者向け住宅が、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市以外の市町村にある場合は、愛知県が登録を行います。

- (1) 受付時間等 月曜日から金曜日まで（閉庁日は除く）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）
- (2) 登録場所 愛知県建築局公共建築部住宅計画課  
民間住宅グループ（本庁舎2階西側）

住宅が、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市にある場合は、次表の登録窓口にお問い合わせください。

住宅の所在地	登録の窓口	連絡先
名古屋市	名古屋市 住宅都市局 住宅部 住宅企画課	052-972-2944
豊橋市	豊橋市 建設部 住宅課	0532-51-2602
岡崎市	岡崎市 建築部 住宅計画課	0564-23-6880
豊田市	豊田市 都市整備部 定住促進課	0565-34-6728

## 2 登録手数料について

サービス付き高齢者向け住宅を愛知県に登録する場合は、次の表1及び表2により算出される手数料（愛知県収入証紙）が必要となります。

表1

戸数	手数料の額
～10戸	22,800円
11戸～20戸	26,600円
21戸～30戸	30,400円
31戸～40戸	34,200円
41戸～50戸	38,000円
51戸～70戸	45,500円
71戸～100戸	56,900円
101戸～	68,200円

表2

区分	加算する手数料の額
① 居住部分の面積が18㎡以上25㎡未満若しくは共同利用部分がある場合	5,600円
② 家賃等の前払い金がある場合	5,600円

表2の①について、各居住部分のいずれかの床面積が18㎡以上25㎡未満である場合、又は各居住部分のいずれかが台所、収納設備若しくは浴室を備えていないものである場合に加算します。

表2の②について、家賃又は高齢者生活支援サービスの提供の対価の全部又は一部を前払い金として一括受領する場合に加算します。

### 3 その他の注意事項について

#### (1) 登録の拒否について

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）」第8条第1項各号に該当する場合は、登録を拒否します。

#### (2) 登録事項等の変更について

登録後に、登録申請書及び添付図書の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に登録事項等変更届を提出してください。

（法第9条第1項、国の施行規則別記様式第2号）

#### (3) 地位の承継について

登録後に、登録事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に登録事項等変更届を提出してください。

（法第11条第1項、国の施行規則別記様式第2号）

#### (4) 廃業等の届出について

登録したサービス付き高齢者向け住宅の事業を廃止しようとするときは、その日の30日前までに事業廃業等届出書を提出してください。

（法第12条第1項、第2項、愛知県施行細則様式第1）

#### (5) 登録の抹消について

法第13条第1項各号に該当する場合は、登録を抹消します。登録事業者から登録の抹消を申請するときは、事業登録抹消申請書を提出してください。

（法第13条第1項、愛知県施行細則様式第2）